

団体ロッカー更新・新規募集のご案内

各団体様宛に団体ロッカーの更新に関するご案内をメール及び郵送でお送りしています。継続をご希望の場合は、3月30日（月）までに更新手続きをお願いします。また、新規でご利用いただける団体様も募集していますので、ぜひご検討ください。

利用期間：2026年4月1日～2027年3月30日
年間利用料：2,640円（税込）

● お問い合わせはパレアルームまで



団体の備品や打ち合わせ資料の保管に便利！
暗証番号式のため鍵の受け渡し不要、
番号を共有して利用可能！

新規利用団体
募集中！

紙折り機が新しくなりました

1分間に最大252枚の折り加工が可能です。会報やチラシの三つ折り、手紙の封入準備などに便利です。印刷室（輪転機）をご利用の際に、無料でお使いいただけます。ご利用はパレアルームへ事前予約をお願いします。



パレアルームより

休館日

3月31日（火）

一年の終わりが近づく3月。慌ただしさの中にも、これまでの活動を振り返る時間を持てていますか。思いどおりに進んだこともあれば、悩みながら歩んだ日々もあったかもしれません。その一つひとつが、団体の力となり、次の一步につながっていきます。関わってくれた仲間や地域の方々への感謝を胸に、この一年を丁寧に締めくくりましょう。そしてまた、新しいスタートへ。今年度も“パレアルーム”をご利用いただき、ありがとうございました。引き続きどうぞよろしくお願い致します。



NPO・ボランティア協働センター
パレアルーム

平日／10:00～21:00
日・祝日／10:00～18:00

☎ 860-8554 熊本市中央区手取本町8-9

☎ 096-355-1186

✉ npo@k-parea.net

HP <https://www.parea.pref.kumamoto.jp>



NPO・ボランティア協働センター

パレアルーム通信

第 93 号
2026.03



事業報告書は、
団体の「履歴書」であり
最強の「プレゼン資料」である

「そろそろ事業報告書をまとめないと…」と気が重いNPO法人事務局の方もいらっしゃるかもしれません。多くのNPO法人の事業年度が3月末に終わり、総会を経て6月末まで(事業年度末より3か月以内)に事業報告書等を所轄庁に提出することになっています。去る、2026年2月10日(火)に開催の「NPO法人のための事業報告書等作成セミナー」には県内各地からNPO法人の方々が参加。今回、熊本市市民活動支援センター・あいぼーととパレアルームでの初めての共同開催となりました。セミナーの内容から「事業報告書」についてポイントを紹介します。

日時／2026年2月10日（火）13:30～16:30
場所／熊本市市民活動支援センター・あいぼーと



きちんと伝わる 事業報告書作成の3つのポイント

01 活動の成果をアピール！

事業報告書は団体が1年間行ってきた活動の総括、成果をアピールできる書類です。団体の『履歴書』とも言えますね。書式は任意なので、写真・グラフ・図解などの添付も可能です。「何をしたか」の先の「何が変わったか」を意識して、以下の7つの必須項目に沿って作成しましょう。

① 定款の事業名

定款に規定された事業名をそのまま全て記載。未実施の事業がある場合、できなかった理由、実施予定・見込みなどを記載する。

② 事業内容

定款第5条に掲げてある事業毎に、具体的にわかりやすく記載する。

③ 実施日時

④ 実施場所

⑤ 従事者の人数

⑥ 受益対象者の範囲及び人数

その事業を実施したことによって、利益を受けた人たちの範囲（市町村単位以上の範囲）及び、その人数。

⑦ 支出額（事業費）

「計算書類の注記」に記載する、各事業毎の“事業費”と合致するよう記載。



02 公開することで透明性アップ！

パレアルームにご提出いただいた事業報告書は、ほかの書類とともにチェックをした後に熊本県に提出します。確認後、「公開の義務」により広く一般市民に内閣府NPOホームページにて公開、パレアルームでも希望があれば閲覧できます。こちらの内閣府NPOホームページからすべてのNPO法人の事業報告書が見ることができます。



内閣府NPOホームページ
<https://www.npo-homepage.go.jp>

事業報告書の提出を怠ると…

事業報告書を提出しない状態が続くと、役員が20万円以下の過料に処される可能性があります(特定非営利活動促進法80条)。また、3年以上提出を怠った場合は、設立認証取り消しの対象となりますので、活動が休止していても提出をお願いします。

03 信頼性の高まりが、活動・資金調達の可能性を広げる

最近、また少しずつNPO法人設立の相談等も増えています。一つの理由に、NPO法人は一般社団法人に比べ、情報の透明性と信頼性があげられます。会員・関係者の信頼向上は、資金調達の際の信頼性にもつながっています。助成金申請の際には、過去2～3年分の事業報告書を求められることも多く、毎年の事業報告書提出は団体の活動の可能性を広げるツールになります。単に義務として提出するだけではなく、長期的な視点で事業報告書を助成金申請に活用してはいかがでしょうか。事業報告書の活動内容や数字を利用して、助成金申請も効率よく、長期的な展望で描けるといいですね。

それ、もったいない！ よくある注意点

パレアルームでは、提出前のチェック表を作成しています。
よくある“もったいない例”をご紹介します

① うっかりミス！

法人名、事業年度、事業期間など基本情報に誤りはありませんか？

② 定款はNPO法人の憲法です！

定款に記載された事業はすべて記載してください。

③ 一貫性は？

支出額が活動計算書や計算書類注記の金額と一致していますか？

